

宗像市市民参画等推進審議会の役割、職務

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

◆設置の目的

市民参画、協働及びコミュニティ活動をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、宗像市市民参画等推進審議会を置く。

◆所掌事務

1、実施機関（市長等）からの諮問や求めに応じた意見

- ・「第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」を審議中
- ・政策提案手続への非該当決定に対する不服申し立てがあった場合
- ・政策提案手続の提案者が市民検討会の開催を求めなかった場合
- ・行政サービスの協働の提案があった場合

○市民政策提案手続

市民500人以上の署名により、市に計画や条例の制定や改廃、制度の導入や改廃及び大規模施設設置に係る計画の制定や変更を提案するもの。

○市民サービス協働化提案制度

市民公益団体等がノウハウやアイデアを活かして、これまで市が行ってきた事業を、自らが企画提案し実施するもの。約50事業を採択。

2、市民参画手続等の進行管理及び評価

- ・パブリック・コメント等の実績報告を受け、意見を述べる。
- ・宗像市市民活動推進プランの進行管理に関する報告を受け、意見を述べる。

○市民参画手続

計画や条例の制定や改廃に際して、市民の意見を反映させるための手続き。
附属機関の設置、パブリック・コメント、市民説明会、市民ワークショップの中から1以上を実施することとされている。

○宗像市市民活動推進プラン

平成25年3月策定。「市民力」を地域課題の解決やまちづくりの原動力の一つとすべく、市民活動推進の指針となる計画。市の施策中、222事業が挙げられている。
(別添資料参照)

3、市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するために必要な施策、方策等の研究
・市民参画等に関する現状、今後の取組み等の説明を受け、審議会、委員として意見を述べる。他自治体の取組み等を踏まえながら、施策、制度等の提案を行う。

4、その他、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関し、実施機関が必要と認める事項

・人づくりでまちづくり事業、元気な島づくり事業の審査。

○人づくりでまちづくり事業補助金

補助対象；市民活動団体、研究機関

対象事業；①個性豊かなむなかたづくり並びに人材育成性に寄与すると認められる活動事業及び研究事業

②市のプロジェクト推進等に寄与すると認められる企画の提案及び実施に関する事業

③次世代を担う青少年の健全育成に寄与すると認められる活動事業

補助金等；①経費の 2/3 以内で上限 50 万円

②経費の 9/10 以内で上限 50 万円

③経費の 3/4 以内で上限 50 万円

補助期間；原則 1 年で、最長 3 年まで延長

平成 26 年度は 26 件申請（うち 10 件新規）

○元気な島づくり事業補助金

補助対象；市民活動団体、研究機関

対象事業；離島地域の振興及び活性化に資すると認められる事業

補助金等；経費の 3/4（交付期間が 4 年以上は 1/2）以内で上限 50 万円

補助期間；原則 1 年で、最長 5 年まで延長

平成 26 年度は 8 件申請（うち 1 件新規）

◆社会教育委員に関すること

宗像市社会教育委員の会では、平成 20 年度に今後の社会教育委員の在り方について協議し、宗像市教育委員会承認のもと、平成 20 年度をもって活動休止を決定した。

休止決定の際、福岡県社会教育員連絡協議会への継続参加や宗像市市民参画等推進審議会が社会教育委員の役割を担うことなどが意見として付されている。

・福岡ブロック社会教育委員研修会等、社会教育関係の研修会に参加

○第 2 期教育振興基本計画

社会教育推進体制の強化…社会教育行政が様々な主体と連携・協働し、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体の支援